

バスの上限運賃制度のサービス開始について

1 目的

本市が目指すNCC形成に向け、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる交通環境を整備するため、より便利に市内を移動できる本市独自の運賃負担軽減策の一つとして、バス1乗車あたりの運賃に上限を設けるもの

2 サービス内容

(1) 適用となる路線

市内を運行する路線バス全線

(事業者：関東自動車株式会社、ジェイアールバス関東株式会社)

(2) 対象者

「totra」または全国相互利用対象の交通系ICカード（Suica、PASMO等）利用者

(3) 適用時間帯

日中の時間帯 9:00～16:00（土日祝を含む通年実施）

※ 降車時刻で上限運賃の適用を判別

(4) 適用区間

宇都宮市内で乗り降りした区間（市域を越える乗り降りは通常料金）

(5) 上限額

1乗車あたり400円

※ バス事業者による割引制度の対象者（小児、身体・知的障がい者）はその半額が上限（200円）

(6) 「totra」ポイントの利用

バスの利用により貯まる交通ポイントや、本市独自サービスである高齢者外出支援事業・精神障がい者交通費助成事業で付与されるポイントの利用も可

3 サービス開始日

令和3年6月30日（水）

4 制度導入により期待される効果（「上限運賃制度導入効果のイメージ」別紙）

- ・ 主に郊外部の市民における都市拠点へのアクセス性の向上による、外出機会の促進やそれに伴う健康寿命の延伸 など
- ・ 市民・来街者における観光拠点、地域の歴史・文化資源等へのアクセス性の向上による、観光振興や地域の賑わいの創出、地域経済の活性化 など

⇒ 郊外部の地域における公共交通ネットワークの利便性向上、拠点化の促進など本市のNCC形成に寄与

5 事業費

令和3年度予算：27,967千円（当該制度適用によるバス事業者の減収分を市が補助）

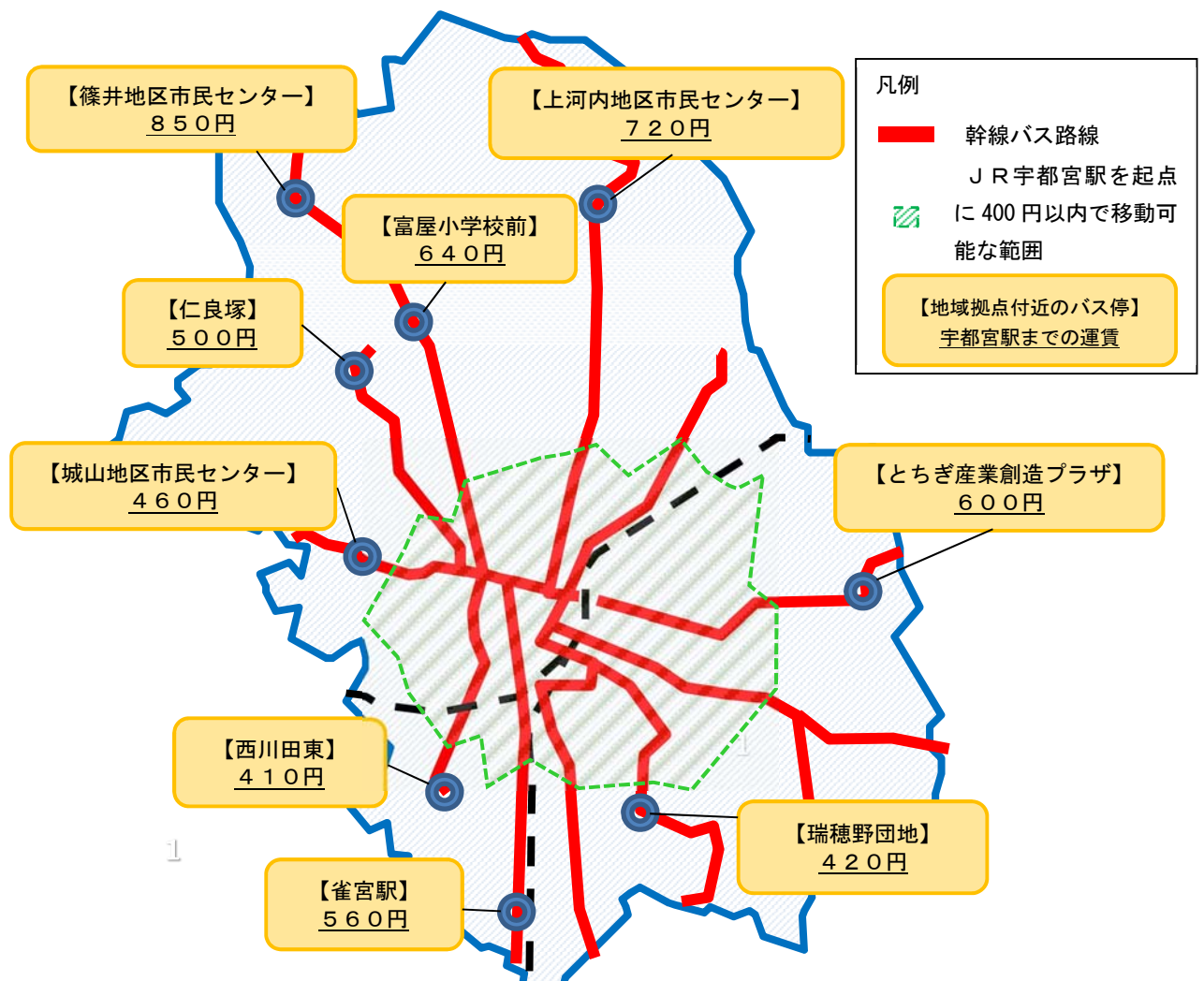
6 今後の展開

- ・ 制度内容が十分に浸透するよう、バス事業者等と連携し、幅広く広報を行うとともに、制度の導入を契機として、主に郊外部の市民を対象に、アンケート、動機付け資料の配付などにより、公共交通への利用転換・行動変容を促す「モビリティ・マネジメント」を併せて実施
- ・ 今後、LRTや地域内交通への「totra」導入を進めるとともに、その導入と合わせ、LRT・バスと地域内交通間の乗継上限運賃制度など、更なる運賃負担軽減策の拡充を検討

7 今後のスケジュール

令和3年5月27日	公表，制度の周知開始
6月30日	「バスの上限運賃制度」のサービス開始
7月以降	「モビリティ・マネジメント」の実施

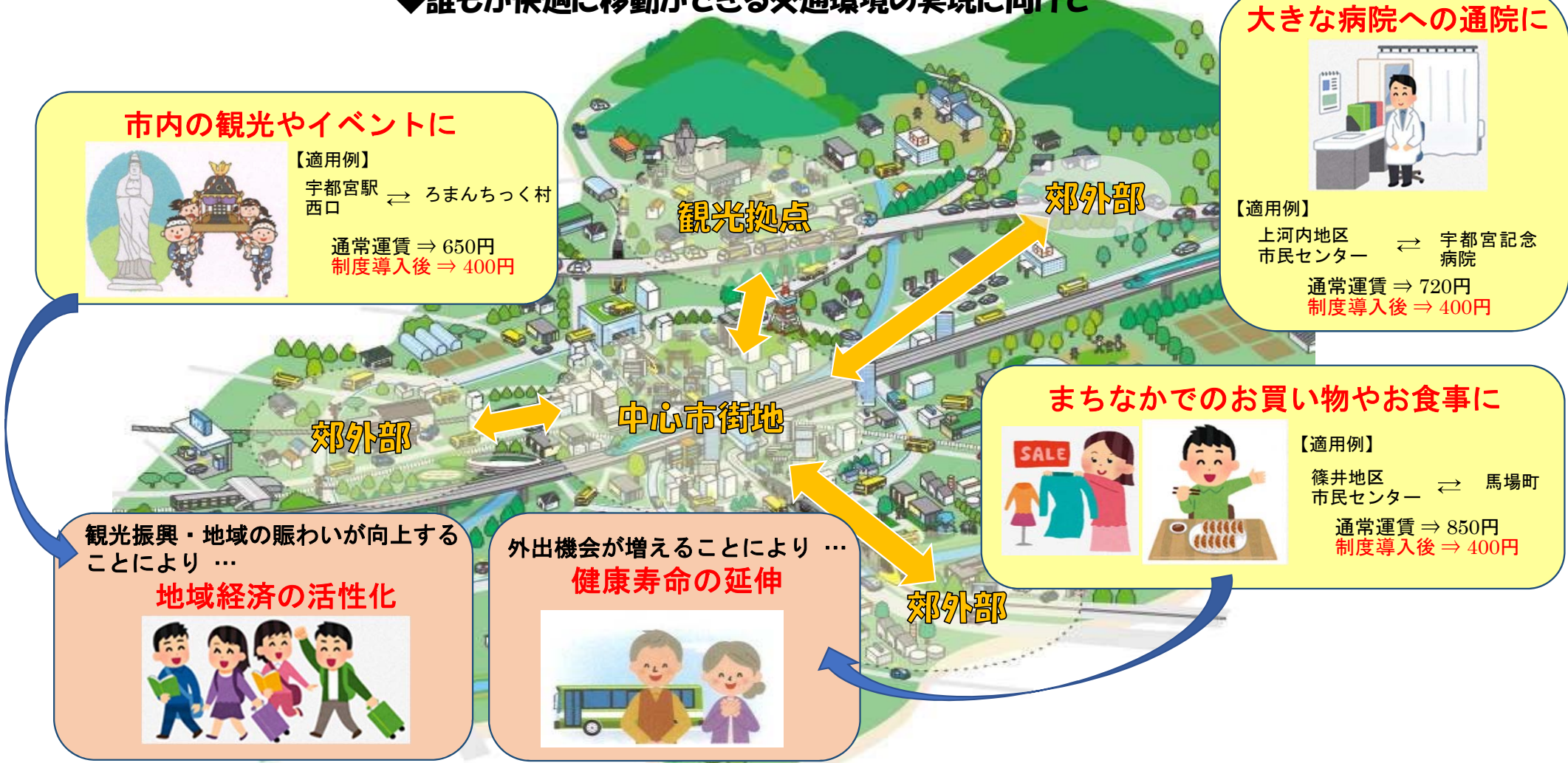
<参考：幹線バス路線における各地域拠点からJR宇都宮駅までの運賃（片道）の状況>



※ JR宇都宮駅を起点に400円以内で移動可能な拠点を除く

上限運賃制度導入の効果のイメージ

◆誰もが快適に移動ができる交通環境の実現に向けて



市内の観光やイベントに



【適用例】

宇都宮駅 ⇄ ろまんちっく村西口

通常運賃 ⇒ 650円
制度導入後 ⇒ 400円

大きな病院への通院に



【適用例】

上河内地区市民センター ⇄ 宇都宮記念病院

通常運賃 ⇒ 720円
制度導入後 ⇒ 400円

まちなかでのお買い物やお食事に



【適用例】

篠井地区市民センター ⇄ 馬場町

通常運賃 ⇒ 850円
制度導入後 ⇒ 400円

観光振興・地域の賑わいが向上することにより ...

地域経済の活性化



外出機会が増えることにより ...

健康寿命の延伸

